

## 平成27年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 議案第85号 | 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例 | 1  |
| 議案第86号 | 廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例                             | 3  |
| 議案第87号 | 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例                       | 5  |
| 議案第88号 | 廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例                           | 15 |
| 議案第89号 | 廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例                              | 17 |



議案第85号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第12号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(課税免除の申告)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申告者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(課税免除の申告)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申告者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>3（略）</p> | <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <hr/> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <hr/> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>3（略）</p> |

廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

| 改正後  |                      |                |                       |               |                       |                      | 改正前  |                      |                |                       |               |                       |                      |        |
|--|----------------------|----------------|-----------------------|---------------|-----------------------|----------------------|--|----------------------|----------------|-----------------------|---------------|-----------------------|----------------------|--------|
| 別表第1（第10条関係）<br>専用して使用する場合の使用料<br>1 廿日市市中央市民センター |                      |                |                       |               |                       |                      | 別表第1（第10条関係）<br>専用して使用する場合の使用料<br>1 廿日市市中央市民センター |                      |                |                       |               |                       |                      |        |
| 区分   | 基本使用料                |                |                       |               |                       |                      | 区分   | 基本使用料                |                |                       |               |                       |                      |        |
|  | 午前                   | 午後             | 夜間                    | 午前・午後         | 午後・夜間                 | 1日                   |  | 午前                   | 午後             | 夜間                    | 午前・午後         | 午後・夜間                 | 1日                   |        |
|  | 9時から<br>12時30分<br>まで | 13時から<br>17時まで | 17時から<br>21時30分<br>まで | 9時から<br>17時まで | 13時から<br>21時30分<br>まで | 9時から<br>21時30分<br>まで |  | 9時から<br>12時30分<br>まで | 13時から<br>17時まで | 17時から<br>21時30分<br>まで | 9時から<br>17時まで | 13時から<br>21時30分<br>まで | 9時から<br>21時30分<br>まで |        |
| 多目的ホール   | 2,480円               | 2,840円         | 3,190円                | 5,680円        | 6,040円                | 8,880円               | 講堂   | ホール                  | 2,610円         | 2,980円                | 3,360円        | 5,970円                | 6,340円               | 9,330円 |
| 大研修室   | 800円                 | 920円           | 1,030円                | 1,840円        | 1,950円                | 2,880円               |  | ステージ                 | 1,240円         | 1,420円                | 1,600円        | 2,850円                | 3,020円               | 4,450円 |
| 中研修室   | 480円                 | 550円           | 620円                  | 1,110円        | 1,180円                | 1,730円               |  | 観客席                  | 1,180円         | 1,350円                | 1,520円        | 2,710円                | 2,870円               | 4,230円 |
| 小研修室   | 360円                 | 420円           | 470円                  | 840円          | 890円                  | 1,310円               | 展示ホール  | 940円                 | 1,070円         | 1,210円                | 2,150円        | 2,280円                | 3,360円               |        |
| 和室   | 290円                 | 340円           | 380円                  | 680円          | 720円                  | 1,060円               | 会議室  | 250円                 | 280円           | 320円                  | 570円          | 600円                  | 890円                 |        |
| 実習室  | 390円                 | 440円           | 500円                  | 890円          | 940円                  | 1,390円               | 講義室  | 540円                 | 620円           | 700円                  | 1,240円        | 1,320円                | 1,940円               |        |
| 調理室  | 540円                 | 620円           | 700円                  | 1,250円        | 1,330円                | 1,950円               | 集会室  | 1,110円               | 1,270円         | 1,430円                | 2,550円        | 2,700円                | 3,980円               |        |
| 備考（略）  |                      |                |                       |               |                       |                      | 和室   | 320円                 | 370円           | 420円                  | 750円          | 790円                  | 1,170円               |        |
|  |                      |                |                       |               |                       |                      | 実習室  | 330円                 | 370円           | 420円                  | 750円          | 790円                  | 1,170円               |        |
|  |                      |                |                       |               |                       |                      | 調理室  | 520円                 | 600円           | 670円                  | 1,200円        | 1,270円                | 1,870円               |        |
|  |                      |                |                       |               |                       |                      | 備考（略）  |                      |                |                       |               |                       |                      |        |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>吉和地域の豊かな自然に親しむ場を提供し、地域とのふれあいを通じた広域的な交流と地域の活性化、あわせて市民及び来訪者の保健、休養及び教育に資するため、廿日市市吉和魅惑の里（以下「魅惑の里」という。）を設置する。</u></p>   | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民が自然とふれあう場を提供し、もって市民</u> _____ <u>の保健、休養及び教育に資するため、廿日市市吉和魅惑の里（以下「魅惑の里」という。）を設置する。</u></p>  |
| <p>(削る)</p>  | <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第4条 <u>魅惑の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p>  |
| <p>(削る)</p>  | <p><u>(利用時間等)</u></p> <p>第5条 <u>魅惑の里の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は魅惑の里の全部若しくは一部の供用を休止することができる。</u></p> |
| <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 <u>魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長 _____ の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。</u></p>                          | <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。</u></p>                       |
| <p>2 <u>市長 _____ は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第5条 <u>市長 _____ は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</u></p> | <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</u></p>  |
| <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料 _____ の納付等)</p>   | <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(利用料金の納付等)</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第6条 魅惑の里の施設等を利用する者は、別表 _____ に定めるところにより、<u>使用料</u> _____ を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>市長 _____ は、特別の理由があると認めるときは、使用料 _____ を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>既納の使用料 _____ は、還付しない。ただし、市長 _____ が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> | <p>第8条 魅惑の里の施設等を利用する者は、<u>次条第2項に定めるところにより、魅惑の里の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>を納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>3 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u><br/>(<u>利用料金の収入等</u>)</p>  |
| <p>(削る)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>   | <p>第9条 <u>魅惑の里の施設等を利用する者が納付する利用料金は、魅惑の里の指定管理者の収入とする。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第2に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定により承認を受けて定めた風呂棟に係る各区分ごとの利用料金の額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。ただし、入湯税を含む回数券を発行する場合は、利用料金の額に入湯税の額を加えて得た額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行するものとする。</u><br/>(<u>利用許可の取消し等</u>)</p> |
| <p>第7条 <u>市長 _____ は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>  | <p>第10条 <u>指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>指定管理者の指定の申請</u>)</p> <p>第11条 <u>指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>                  |



| 改正後  | 改正前   |
|------|---|
| (削る) | <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る魅惑の里の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業計画書の内容が、魅惑の里の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、魅惑の里の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 地域の観光の活性化を図るための施設としての魅惑の里の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、魅惑の里の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u></p> |
| (削る) | <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 魅惑の里の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(3) 魅惑の里の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、魅惑の里の運営に関して市長が必要と認める業務</u></p>  |
| (削る) | <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p>   |
| (削る) | <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p> <p><u>第15条 市長は、魅惑の里の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p>  |

| 改正後   | 改正前  |               |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
|---|------|---------------|--------|-----|--------|----|----|--------|-------|--------|--------|--------|---|----|------|--------|----|---------------|------|-----------|------|----|---------------|------|-----------|------|----|---------------|
| <p>(削る)</p> <p><u>(利用の予約)</u><br/>第8条 魅惑の里の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。</p> <p><u>(違約金の徴収)</u><br/>第9条 前条の規定により利用の予約をした者(以下「予約者」という。)は、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の違約金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内で市長が定める。</p> <p><u>(委任)</u><br/>第10条 この条例に定めるもののほか、魅惑の里の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="120 1193 1095 1433"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">簡易宿泊施設</td> <td rowspan="3">宿泊</td> <td>幼児</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>その他12歳</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> | 施設   | 区分            | 単位     | 使用料 | 簡易宿泊施設 | 宿泊 | 幼児 | 1,500円 | 小学校児童 | 2,200円 | その他12歳 | 3,500円 | <p><u>(指定の取消し等)</u><br/>第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(委任)</u><br/>第17条 この条例に定めるもののほか、魅惑の里の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1120 1201 2078 1450"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">簡易宿泊施設</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から16時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケビンA</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>9時から16時まで</td> </tr> <tr> <td>ケビンB</td> <td>宿泊</td> <td>16時から翌日の10時まで</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 利用時間 | 簡易宿泊施設 | 宿泊 | 16時から翌日の10時まで | 一時利用 | 9時から16時まで | ケビンA | 宿泊 | 16時から翌日の10時まで | 一時利用 | 9時から16時まで | ケビンB | 宿泊 | 16時から翌日の10時まで |
| 施設  | 区分   | 単位            | 使用料    |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
| 簡易宿泊施設  | 宿泊   | 幼児            | 1,500円 |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
|   |      | 小学校児童         | 2,200円 |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
|   |      | その他12歳        | 3,500円 |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
| 区分  | 利用時間 |               |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
| 簡易宿泊施設  | 宿泊   | 16時から翌日の10時まで |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
|   | 一時利用 | 9時から16時まで     |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
| ケビンA  | 宿泊   | 16時から翌日の10時まで |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
|   | 一時利用 | 9時から16時まで     |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |
| ケビンB  | 宿泊   | 16時から翌日の10時まで |        |     |        |    |    |        |       |        |        |        |   |    |      |        |    |               |      |           |      |    |               |      |           |      |    |               |

| 改正後          |         |               |       |         | 改正前          |       |                |
|--------------|---------|---------------|-------|---------|--------------|-------|----------------|
|              |         | 以上の者          |       |         |              | 一時利用  | 9時から16時まで      |
|              | 一時利用    | 1回4時間以内       | 1室    | 5,400円  | 研修室          |       | 11時から22時まで     |
| ケビンA         | 宿泊      |               | 1棟    | 16,500円 | 風呂棟          | 宿泊者   | 6時30分から8時30分まで |
|              | 一時利用    | 1回4時間以内       | 1棟    | 8,250円  |              | 一時利用者 | 16時から23時まで     |
| ケビンB         | 宿泊      |               | 1棟    | 12,350円 | 木工陶芸及び農産加工施設 |       | 10時から16時まで     |
|              | 一時利用    | 1回4時間以内       | 1棟    | 6,200円  | ギャラリー        |       | 10時から16時まで     |
| 研修室          | 1回4時間以内 |               | 1室    | 7,600円  | バーベキュー施設     |       | 9時から16時まで      |
| 風呂棟          | 宿泊者以外   | 幼児            |       | 150円    | ふれあいホール      |       | 9時から22時まで      |
|              |         | 小学校児童         | 1人    | 350円    | オートキャンプ      | 宿泊    | 13時から翌日の11時まで  |
|              |         | その他12歳以上の者    |       | 600円    | 場テントサイト      | 一時利用  | 10時から16時まで     |
|              | 入浴回数券   | 11枚綴り         |       | 6,000円  | ターゲットバードゴルフ場 |       | 9時から16時まで      |
| 木工陶芸及び農産加工施設 | 専用利用    | 4時間を超えて利用する場合 | 1室    | 6,200円  |              |       |                |
|              |         | 4時間以内         | 1室    | 4,150円  |              |       |                |
|              | 個人利用    |               | 1人    | 450円    |              |       |                |
| ギャラリー        | 専用利用    |               | 1日    | 6,200円  |              |       |                |
|              |         |               | 4時間以内 | 4,150円  |              |       |                |
| バーベキュー       | 屋根付き    | 1回4時間以内       | 1区画   | 3,800円  |              |       |                |

| 改正後   |                     |                 |          | 改正前    |
|---|---------------------|-----------------|----------|--------|
| 施設  | 野 外                 | 4時間を超えて1時間までごとに | 1区画      | 950円   |
|   |                     | 1回4時間以内         | 1区画      | 1,650円 |
|   |                     | 4時間を超えて1時間までごとに | 1区画      | 450円   |
| ふれあいホール   | 9時から17時まで           |                 | 1時間までごとに | 3,450円 |
|   | 17時から22時まで          |                 | 1時間までごとに | 5,400円 |
|   | ピアノ                 |                 | 1回       | 5,150円 |
| オートキャンプ場  | 宿 泊                 |                 | 1基       | 4,150円 |
| テントサイト  | 一時利用                | 1回4時間以内         | 1基       | 2,200円 |
| RVパーク   | 宿 泊                 |                 | 1区画      | 2,000円 |
| グラウンド・ゴルフ場  | 1ラウンド4時間以内<br>24ホール |                 | 1人       | 500円   |
| 備考  |                     |                 |          |        |
| 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。   |                     |                 |          |        |
| 2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。  |                     |                 |          |        |
| 3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 |                     |                 |          |        |
| 4 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワッ                               |                     |                 |          |        |

| 改正後   | 改正前          |                 |      |                       |
|---|--------------|-----------------|------|-----------------------|
| ト時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 | 別表第2（第9条関係）  |                 |      |                       |
| (削る)  | 施設           | 区分              | 単位   | 利用料金の範囲               |
|   | 簡易宿泊施設       | 宿泊<br>幼児        | 1人1泊 | 500円から<br>2,420円まで    |
|   |              | 小学校児童           |      | 1,050円から<br>5,250円まで  |
|   |              | その他12歳以上の者      |      | 1,580円から<br>6,300円まで  |
|   |              | 一時利用<br>1回4時間以内 | 1室   | 2,630円から<br>6,300円まで  |
|   | ケビンA         | 宿泊              | 1棟   | 7,500円から<br>21,000円まで |
|   |              | 一時利用<br>1回4時間以内 | 1棟   | 3,500円から<br>7,350円まで  |
|   | ケビンB         | 宿泊              | 1棟   | 5,000円から<br>15,750円まで |
|   |              | 一時利用<br>1回4時間以内 | 1棟   | 2,500円から<br>6,300円まで  |
|   | 研修室          | 1回4時間以内         | 1室   | 3,680円から<br>10,500円まで |
|   | 風呂棟          | 宿泊者以外<br>幼児     | 1人   | 50円から<br>150円まで       |
|   |              | 小学校児童           |      | 150円から<br>450円まで      |
|   |              | その他12歳以上の者      |      | 200円から<br>900円まで      |
|   | 木工陶芸及び農産加工施設 | 4時間を超えて利用する場合   | 1室   | 2,500円から<br>6,300円まで  |
|   |              | 4時間以内           | 1室   | 1,840円から              |

| 改正後                     |      | 改正前                 |              |  |                      |
|-------------------------|------|---------------------|--------------|--|----------------------|
|                         |      |                     |              |  | 5,250円まで             |
|                         | 個人利用 |                     | 1人           |  | 150円から<br>420円まで     |
| ギャラリー                   | 専用利用 |                     | 1日           |  | 2,630円から<br>9,450円まで |
|                         |      |                     | 4時間以内        |  | 2,500円から<br>6,300円まで |
| バーベキュー<br>施設            | 屋根付き | 1回4時間以内             | 1区画          |  | 1,750円から<br>4,200円まで |
|                         | 野 外  | 1回4時間以内             | 1区画          |  | 500円から<br>2,100円まで   |
| ふれあい<br>ホ ー ル           |      | 9時から17時まで           | 1時間ま<br>でごとに |  | 1,600円から<br>4,800円まで |
|                         |      | 17時から22時まで          | 1時間ま<br>でごとに |  | 2,500円から<br>7,500円まで |
|                         | ピアノ  |                     | 1回           |  | 1,500円から<br>5,250円まで |
| オートキャン<br>プ場テントサ<br>イ ト | 宿 泊  |                     | 1基           |  | 1,580円から<br>5,250円まで |
|                         | 一時利用 | 1回4時間以内             | 1基           |  | 1,050円から<br>4,200円まで |
| ターゲットバ<br>ードゴルフ場        |      | 1ラウンド4時間以内<br>18ホール | 1人           |  | 400円から<br>1,050円まで   |

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で利用して宿泊する場合は、幼児の利用料金を徴収する。
- 3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の利用料金の額は、第9条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の6割に相当する額以内の額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に1

| 改正後 | 改正前  |
|-----|--|
|     | <p>0円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>4 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を利用するときは、第9条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を利用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> |





廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

| 改正後       |                       |        |           | 改正前       |                                 |        |           |
|-----------|-----------------------|--------|-----------|-----------|---------------------------------|--------|-----------|
| 別表（第2条関係） |                       |        |           | 別表（第2条関係） |                                 |        |           |
| 名称        | 給水区域                  | 給水人口   | 1日最大給水量   | 名称        | 給水区域                            | 給水人口   | 1日最大給水量   |
| (略)       |                       |        |           | (略)       |                                 |        |           |
| 東部簡易水道    | 玖島、永原及び友田<br>の<br>各一部 | 2,700人 | 850立方メートル | 東部簡易水道    | 玖島、永原、友田及び<br>広島市佐伯区湯来町の<br>各一部 | 2,700人 | 850立方メートル |
| (略)       |                       |        |           | (略)       |                                 |        |           |



| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<br/>第83条の規定に基づき、廿日市市建築審査会（以下「審査会」という。）の<br/>組織、議事、<u>委員の任期</u>その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>（委員の任期）</u></p> <p>第3条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の<br/>残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでそ<br/>の職務を行う。</u></p> <p>第4条～第9条 （略）</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<br/>第83条の規定に基づき、廿日市市建築審査会（以下「審査会」という。）の<br/>組織、議事 _____ その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p> |

